

疱瘡麻疹水痘病人、看病人。若君様御座所、江不罷出所、

一 疱瘡病人は、見へ候日より三十五日過候は、肥立次第罷出可相勤候、

一 麻疹水痘病人は、三番湯掛り候は、御番等可相勤候、

一 疱瘡麻疹水痘之看病人は、三番湯掛り候は、罷出御番等可相勤候、

但病家棟隔看病不致候は、不及遠慮、同棟之者看病不致候とも遠慮可仕候、○中略

七月

〔諸例類纂〕文化二丑年

一筆啓上仕候、私曾祖父兵庫頭義、去月中旬、持病之痰積發、其上時候相障、折々差塞、食事等通兼候旨、追々申越候、老年之義にも御座候間、甚無覺束奉存候、可相成義御座候は、出府仕、濱町下屋敷へ罷越看病仕、療養手當等申付度奉願候、可然様被成御差圖、可被下候、依之捧愚札候、恐惶謹言、

十一月廿一日

大岡主膳正 書判

戸采女正様 牧備前守様 土大炊頭様 青下野守様

參人々御中

〔病家須知〕看病人の意得をとく ○中略

第三等は、病勢既に進て、氣力衰耗、飲啖も減じ、坐臥に、人の扶を頼ものは、藥の力を待べきこと、固然なれども、看侍者の用意の可と否とにて、懸に隔のあることなり、醫者三分、看病七分と、諺には言習ども、看護をよく領知たる人は、少にて、無には如ざるもの多故、如何となれば、食事にも與べき時あり、藥にも用べき度ありて、頻藥を服しめ、強て食を與ては、病者の腹力、それに耐がたく、藥も食も泥滞て、下降がたきが故に、皆適害とはなるとも、効あることはなきなり、○中略 凡常に忍らる、ことも、病ありては、堪がたきものなれば、其氣候に應じ、病人の體に適やうにして、其側に在